

# 地域再生計画等に基づく県営住宅の空き住戸活用 (イメージ)

## その1

5F

- ・ おためし住戸, 職業自立用住居等
- ・ 20~30代の定住の促進を図る

4F

- ・ 子ども・若者支援拠点(子ども食堂・学習支援等)
- ・ 子ども・若者の居場所・交流拠点づくり。

3F

- ・ 子育て支援拠点・小規模保育施設

2F

- ・ 社会福祉相談窓口, コミュニティ活動拠点
- ・ 見守り活動や県営住宅内外の多世代の地域住民同士のコミュニティ活動

1F

- ・ 高齢者等の交流・生活支援拠点(高齢者サロン・グループホーム)

## その2

3~5F: 住戸として使用

1~2F: 施設用途として活用

- ・ 高齢者支援施設(訪問介護等)
- ・ 障がい者支援施設(自立支援施設等)
- ・ 子育て支援施設(一時預かり等)
- ・ コミュニティ活性化施設(地域食堂等)など